防火区画

防火区画が適用される建物への設置について

防火区画(竪穴区画)が適用される建物にエレベーターを設置する場合は、その昇降路を法令で定める防火壁で区画し、乗場前付近を「遮炎性能」·「遮煙性能」の両方の性能を有する防火設備で区画する必要があります。
三菱日立ホームエレベーターの遮煙乗場ドア(オプション)は、エレベーターの乗場ドアが、「遮炎性能」·「遮煙性能」の両方の性能を有する防火設備となり、建築工事での対策が不要となります。特定防火設備も可能ですので、当社までお問い合わせください。

昇降路を防火区画とする必要がある建物

■建築基準法施行令第112条の4、11、19項の規定

建築基準法に規定される以下の条件によりエレベーターの昇降路を防火区画としなければなりません。

○昇降路を防火区画(竪穴区画)とする必要のある建物(全階居室の場合)　●:必要　−:不要

地下階の有無	建物階数(停止数) / 防火指定	防火地域、または準防火地域				防火指定なし
	主要構造部	耐火構造、または準耐火構造				左記以外の木造
	延べ面積	延べ面積≦200㎡		200㎡<延べ面積≦500㎡	500㎡<延べ面積	延べ面積に関わらず
	用途	個人住宅(※1)	個人住宅以外	用途に関らず	用途に関らず	特殊建築物以外
地下階なし	5階(5停止)	●	●	●	●	−(※2)
	4階(4停止)	●	●	●	●	−(※2)
	3階(3停止)	−	●	●	●	−(※2)
	2階(2停止)	−	−	−	●	−(※2)
地下階あり	地下+4階(5停止)	●	●	●	●	−(※2)
	地下+3階(4停止)	●	●	●	●	−(※2)
	地下+2階(3停止)	−	●	●	●	−(※2)
	地下+1階(2停止)	−	●	●	●	−(※2)

※1 一戸建て住宅または長屋、共同住宅の一住戸(住宅専有部分)
※2 建築の用途(特殊建築物など)、構造(鉄骨造、コンクリート造など)によって耐火建築物·準耐火建築物となる場合、防火区画が必要となる場合があります。詳しくは所轄行政庁へお問い合わせください。
※3 準耐火建築物ロ(ロ準耐)の建物は昇降路の防火区画が不要の場合がありますので、詳しくは所轄行政庁へお問い合わせください。
※4 建築基準法施行令第129条の7、告示第1416号によって昇降路ならびにエレベーター戸の材料規定を受ける場合、戸を難燃戸仕様とする必要があります。
※5 地下階が居室でない場合(ガレージなど)は、地上階数で判断するため「地下階なし」に準拠します。
※6 3階建てで、3階に居室を有さない場合は防火区画が不要となる場合があります。詳しくは所轄行政庁へお問い合わせください。

**遮煙乗場ドア(オプション)については、69〜74ページをご参照ください。
遮煙乗場ドアをご採用にならない場合は次の対策が必要です。**

ご参考　**平成14年2月18日に公表された日本建築行政会議の資料より抜粋**

■昇降路の防火区画において必要とされる主な性能

建築基準法施行令(以下「令」という)第112条第11項及び第19項の規定により、昇降機の昇降路とその他の部分は、遮煙性能を有する法第2条第九号の二ロに規定する防火設備で区画しなければならない。よって、乗場戸の近傍で、遮炎·遮煙の両者の性能を有した防火設備で区画する必要がある。

性能	大臣認定の場合	例示仕様の場合
遮炎性能	法第2条第九号の二ロに基づく大臣認定 ·令第109条の2(防火設備) ·令第112条第1項(特定防火設備)	平12建告第1360号 平12建告第1369号
遮煙性能	令第112条第19項第二号に基づく大臣認定	昭48建告第2564号 (シャッターの場合は遮煙性能試験に合格したもの)

■防火区画の対策例

		Ⅰ 同一部材で遮炎·遮煙性能を有する防火設備	Ⅱ 複合型の防火設備
乗場戸に接して設置		(1) 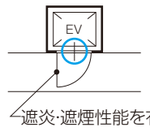 遮炎·遮煙性能を有する防火設備 ※乗場戸と防火設備との間隔は300mm以下 防火設備の例:○防火戸　○防火防煙シャッター ○スライド式防火防煙扉 →遮炎性能:例示仕様 →遮煙性能:例示仕様	(2) 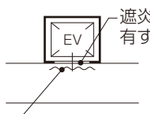 防火設備の例:○遮炎性能を有する乗場戸 +遮煙性能を有するスクリーン →大臣認定　{遮炎性能:例示仕様 / 遮煙性能:性能評価}
乗場戸前の空間を隔てて設置	非常時に空間を形成する場合	(3) 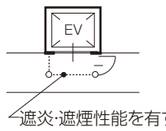 遮炎·遮煙性能を有する防火設備 防火設備の例:○空間+防火防煙シャッター·防火戸 →大臣認定　{遮炎性能:例示仕様 / 遮煙性能:性能評価}	(4) 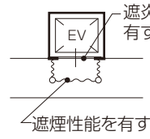 防火設備の例:○遮炎性能を有する乗場戸+空間 +遮煙性能を有するスクリーン →大臣認定　{遮炎性能:例示仕様 / 遮煙性能:性能評価}
	乗降ロビーを設ける場合	(5) 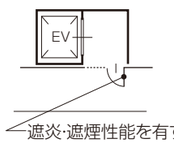 遮炎·遮煙性能を有する防火設備 防火設備の例:○乗降ロビー+防火防煙シャッター·防火戸 →大臣認定　{遮炎性能:例示仕様 / 遮煙性能:性能評価}	(6) 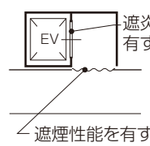 防火設備の例:○遮炎性能を有する乗場戸+乗降ロビー +遮煙性能を有するスクリーン →大臣認定　{遮炎性能:例示仕様 / 遮煙性能:性能評価}

防火区画貫通部の処理について

警告　昇降路内にはエレベーターに使用する電源線、電話線以外に他の電源、配管などを設けることはできません。(建築基準法施行令による)

エレベーターに使用する電源線·電話線を、防火区画が必要な昇降路を貫通して設置する場合、貫通部分から火災や煙が広がらないように適切な措置をとることが必要です。
(関連法令:法36条、令112条21項、令129条の2の4第1項、平12建告1422号)